平成２１年（フ）第３３５８号
札幌市東区北30条東２丁目１番18号　アネックス30―301号
債務者　阿部　寛己
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３８２号
札幌市東区北37条東４丁目１番８号　コーポ山田103
債務者　高橋　多恵（旧姓白野）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３８７号
札幌市豊平区美園９条４丁目１番１号　美園ロイヤルハイツ103号
債務者　本田　武男
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３８８号
札幌市豊平区美園９条４丁目１番１号　美園ロイヤルハイツ103号
債務者　ホンダ　アリア　ヘレナ
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３９３号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番60―110号
債務者　若狭美奈子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４０３号
札幌市豊平区月寒東５条16丁目12番16号
債務者　羽根　光憲
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４３７号
札幌市白石区栄通５丁目９番33号
債務者　新岡　知子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４５２号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目11番14号　コーポ櫂201号
債務者　高橋　臣子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４６０号
札幌市北区新琴似４条６丁目６番５号　ＨＧコーポ５号
債務者　小林　暁夫
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４６７号
札幌市白石区栄通13丁目３番23号　サンライズ大和303号
債務者　北村　和代（旧姓半澤）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４７２号
北海道江別市野幌東町20番地の８
債務者　中島　千秋
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４８２号
札幌市東区北25条東７丁目１番28号　ハイデンス25―205号
債務者　原田　憲昭
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４８７号
札幌市清田区清田１条３丁目７番43―302号
債務者　伊藤　　馨
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４９２号
札幌市北区新川６条15丁目７番１号　雇用促進住宅５号棟303号
債務者　篠田　惠子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５２６号
札幌市北区北21条西５丁目２番28号　ライフポイント21―101号
債務者　伊藤　千文
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５３２号
札幌市豊平区福住３条10丁目３番25号　第１ハイツ近藤105号
債務者　池田ひとみ
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５３３号
札幌市豊平区福住２条６丁目２番５号　松本アパート２Ｆ左
債務者　池田　未亜
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部